

# CE保安点検等マニュアル

[機-70402-15]

高圧ガス保安協会

## 文書履歴

### CE保安点検等マニュアル [機-70402]

改訂 コード	施行 年月日	改 訂 等 の 内 容
ー 0	2005.10.01	制定
ー 1	2006.9.1	別表 2 の石川県事務所の解約による削除、住所訂正
ー 2	2006.11.30	3. 3 項の旅費の請求に関する記述を削除
ー 3	2008.3.31	①別表 1 中、四国支部の住所等を改正 ②別表 2 中、新潟県 CE 検査事務所の住所表示の訂正
ー 4	2008.12.5	別表 2 中、秋田県 CE 検査事務所の住所表示及び高知県 CE 検査事務所の団体 名称の訂正
ー 5	2009.4.1	別表 2 中、茨城県 CE 検査事務所の廃止及び徳島県 CE 検査事務所の所在地の 改正
	2009.4.6	別表 1 中、機器検査事業部の住所を改正
ー 6	2009.12.1	別表 2 中、愛媛県 CE 検査事務所の所在地の改正
ー 7	2010.9.27	別表 1 中、東北支部の住所を改正
ー 8	2014.6.1	①別表 1 から所在地及び振込口座を削除し、担当地域を追加 ②別表 2 から所在地等及び連絡先を削除 ③別表 1 及び別表 2 に所在地等はホームページを参照する旨を追記
ー 9	2015.5.1	別表 2 中、埼玉県 CE 検査事務所を削除
ー 1 0	2018.4.1	事務所一覧表から、九州支部を削除
ー 1 1	2019.7.1	様式中の日本工業規格を日本産業規格に改正
ー 1 2	2021.5.11	一般高圧ガス保安規則等の改正に伴い改正された業務方法書との整合（CEの明確 化、様式名称の改正）
ー 1 3	2021.8.2	様式 1 及び様式 5 の代表者氏名に係る印を削除
ー 1 4	2022.4.1	事務所一覧表の事務所名の変更（機器検査事業部門への変更）
ー 1 5	2026.4.1	事務所一覧表から、廃止支部（北海道、東北及び四国支部）を削除し、北海道及 び東北支部の担当地域を機器検査事業部門、四国支部の担当地域を近畿支部に変 更

# CE保安点検等マニュアル

[機-70402-15]

## 1 適用範囲

このマニュアルは、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が業務方法書第46条に基づいて実施する液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）にポンプ又は圧縮機が接続されていないものに係る施設（以下「CE等施設」という。）の保安点検、保安教育及び技術相談（以下「CE保安点検等」という。）に適用する。

## 2 CE保安点検等の実施事務所

CE保安点検等は、機器検査事業部門、各支部及び高圧ガス保安協会CE検査事務所（以下総称して「事務所」という。）において実施する。なお、事務所は、別表1及び別表2の各一覧表による。

## 3 申請等

### 3.1 申請手続き

CE保安点検等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1の「CE等施設保安点検等申請書」に様式2の「CE等施設概要」を添付して、事務所に申請するものとする。

### 3.2 CE保安点検等のための事前準備

CE保安点検等のための事前準備は、次による。

- (1) 事務所は、提出された申請書類に基づき、CE保安点検等実施日を決定する。
- (2) 事務所の検査員は、申請者とCE保安点検等の実施前に事前打合せを行う。
- (3) 申請者は、保安点検等の受検に当たって事前に次の書類を準備するものとする。
  - ① 直近の定期自主検査記録
  - ② 製造施設を表す図面
  - ③ 製造施設を含む付近の配置
  - ④ 保安点検を受けるCE等施設の図面
  - ⑤ 保安点検を受けるCE等施設周り配置図

### 3.3 申請手数料

申請者は、別に定めるCE保安点検等手数料を申請時に支払うものとする。なお、実施事務所は、正当な理由がある場合を除き、手数料を返金しない。

#### 4 CE保安点検等の実施

事務所が実施するCE保安点検等の方法及びその内容は、次による。

- (1) CE保安点検等は、当該CE等施設が設置されている場所において行う。
- (2) 事務所の検査員は、CE保安点検等の実施に際して、申請者と申請に係るCE等施設の現状及び安全対策について事前打合せを行い、その後、申請者の社員等の立会いのもとで当該施設に対する保安点検を行う。
- (3) CE保安点検等は、高圧ガス保安法第35条第4項で要求される保安検査の方法に従い技術上の基準に適合するか否かについて確認するとともに、保安点検中に気が付いた事項については保安教育及び技術指導を実施するものとする。

#### 5 CE保安点検等の結果報告書の作成

事務所の検査員は、当該施設のCE保安点検等を実施した場合、その結果を様式3の「CE等施設保安点検等の結果報告書」にとりまとめる。

#### 6 実施済証等の発行

事務所は、申請に係るCE保安点検等を実施したときは、様式4の「CE等施設保安点検等実施済証」及び様式3の「CE等施設保安点検等の結果報告書」を発行するものとする。

#### 7 実施済証の再発行

事務所は、6の「CE等施設保安点検等実施済証」の発行を受けた者がこれを汚し、損じ又は失った場合において、当該発行を受けている者からの申請に基づき、その再発行を行う。

再発行の申請手続き等は、次による。

- (1) CE等施設保安点検等実施済証の再発行を受けようとする者（以下「再発行申請者」という。）は、様式5の「CE等施設保安点検等実施済証再発行申請書」を6の「CE等施設保安点検等実施済証」を発行した当該事務所に別に定める手数料を添えて申請するものとする。
- (2) 実施事務所は、再発行申請の内容が確認できたときは、再発行申請者に当該申請に係る「CE等施設保安点検等実施済証」の再発行を行う。

#### 8 標準処理期間

申請を受けた日から「CE等施設保安点検等実施済証」の発行までの標準処理期間は、30日とする。ただし、標準処理期間に12月29日～12月31日、1月1日～1月3日並びに4月及び5月の祝祭日は除くものとする。また、申請者に起因する理由により遅延する場合にあってはこの限りでないものとする。

- 附則 このマニュアルは、平成17年10月1日から適用する。なお、CE施設保安点検・保安教育・技術相談実施要領は、平成17年9月30日限り廃止する。
- 附則 この改正は、平成18年9月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成18年11月30日から適用する。
- 附則 この改正は、平成20年3月31日から適用する。
- 附則 この改正は、平成20年12月5日から適用する。
- 附則 この改正は、平成21年4月1日から適用する。ただし、別表1の改正は平成21年4月6日から適用する。
- 附則 この改正は、平成21年12月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成22年9月27日から適用する。
- 附則 この改正は、平成26年6月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成27年5月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成30年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、令和元年7月1日から適用する。
- 附則 この改正は、令和3年5月11日から適用する。
- 附則 この改正は、令和3年8月2日から適用する。
- 附則 この改正は、令和4年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

## 様式 1

C E 等施設保安点検等申請書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	前回保安検査実施日	年 月 日
	次回保安検査予定日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)		
事務所所在地		
事業所所在地		
製造施設完成検査証の 交付年月日及び番号		
前回の保安検査に係る保安 検査証の交付年月日及び番号		

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

## 様式 2

## C E 等 施 設 概 要

事業所の名称 \_\_\_\_\_

## 1. CE施設の概要

合計処理容積 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/日 前回の定期自主検査実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

機器番号				
貯槽 (加圧 蒸発器 を含む)	高压ガスの種類			
	内容積 m <sup>3</sup>			
	貯蔵量 Kg			
	設計圧力 MPa			
	常用の圧力 MPa			
	製造年月日			
	製造者名			
蒸発器 (送ガス 用)	型式			
	公称能力 m <sup>3</sup> /時			
	設計圧力 MPa			
	常用の圧力 MPa			
	製造年月日			
	製造者名			
処理容積 m <sup>3</sup> /日				

## 2. 連絡事項

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

希望点検・相談等の年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

事業所までの経路及び略図(〇〇線〇〇駅下車△△行バス△△下車徒歩5分等具体的に)

経路及び略図

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式3

CE等施設保安点検等の結果報告書

CE保安点検等実施年月日 年 月 日 CE等施設設置者の対応者氏名 高圧ガス保安協会 (事務所名)  
 検査員氏名

1. 事業所の概要

事業所名	
所在地	
CE保安点検等立会者	氏名 TEL
製造許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
設備変更許可年月日・許可番号	

2. 設備の概要

高圧ガスの種類	貯槽内容積m <sup>3</sup>	常用の圧力MPa	送ガス用蒸発器			処理容積m <sup>3</sup> /日
			形式	公称能力m <sup>3</sup> /時	基数	

3. 設備の保安点検 (2/2)

	保安点検項目	点検方法	保安点検内容	判定
外観	16圧力計	目視・記録 確認等	比較検査記録	合・否
	17安全弁		作動試験記録、元弁の封印	合・否
	18液面計		零点チェック等	合・否
	19緊急遮断装置		酸素貯槽で内容積5千リットル以上のものは作動試験記録及び運転圧力以上の漏洩確認	合・否
気密試験	20貯槽	目視等	運転圧力以上の漏洩確認	合・否
	21蒸発器	目視等	運転圧力以上の漏洩確認	合・否
	22付属配管	目視等	運転圧力以上の漏洩確認	合・否
	23弁類	目視等	運転圧力以上の漏洩確認	合・否
	24断熱性能(貯槽)	記録確認		合・否
	25断熱基礎の不同沈下	記録確認	沈下状況	合・否

3. 設備の保安点検 (1/2)

	保安点検項目	点検方法	保安点検内容	判定
周囲の状況	1 境界線(柵)、警戒標	目視	境界線・立入禁止表示	合・否
	2 緊急連絡先	目視	明示	合・否
	3 タンクローリ停車位置	目視	明示・車止め等固定・舗装・距離	合・否
	4 通報設備	目視	メガホン等設置状況	合・否
	5 非常照明	目視	懐中電灯、予備電池状況	合・否
	6 消火設備(酸素のみ)	目視	B10の消火器3個相当以上	合・否
	7 保安距離	目測・実測	第1種・2種設備間距離	合・否
	8 貯槽間の距離	目測・実測		合・否
	9 可燃性ガス製造設備の高圧ガス設備との距離	目測・実測	酸素の製造設備の高圧ガスに対して10m以上	合・否
	10 火気・引火性・発火性物質との距離	目測・実測	貯槽2m以上	合・否
外観	11 貯槽・蒸発器・配管	目視	塗装、錆、腐食、損傷等	合・否
	12 貯槽		着霜・結露	合・否
	13 弁の誤操作防止		着開閉方向、流れ方向表示	合・否
	14 基礎、基礎ボルト		基礎の割れ等、固定状況	合・否
	15 電源ボックス		外箱・開閉器及び端子	合・否

4. 保安教育又は技術指導

保安教育(実施した内容を記載する。)		
技術指導(下記項目において、指導した項目にレを記入して概略を記載する。)		
項目	指導	指導概略
1) 関係書類の保管		
2) 保安監督者等の体制		
3) 設備台帳		
4) 運転基準		
5) 日常点検基準		
6) 日常点検		
7) ガス受入充てん基準		
8) ガス受入を記録		
9) 検査記録		
10) 修理の記録		
11) 緊急時の措置基準		
12) 社内の保安教育		

## 様式 4

C E 等 施 設 保 安 点 検 等 実 施 済 証	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 所 在 地	
実 施 済 証 番 号 及 び 発 行 年 月 日	
保 安 点 検 等 年 月 日 実 施 検 査 員 氏 名	
備 考	

高圧ガス保安協会 印

## 様式 5

C E 等 施 設 保 安 点 検 等 実 施 済 証 再 発 行 申 請 書	× 整理番号	
	× 受理年月日	年 月 日
	× 再交付番号	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)		
事 務 所 所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
C E 保 安 点 検 等 の 実 施 日 C E 保 安 点 検 等 実 施 検 査 員		
C E 保 安 点 検 等 実 施 済 証 の 番 号		
理 由		

年 月 日

代表者 氏名

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 令和 3 年 5 月 1 0 日以前に交付された「C E 保安点検等実施済証」の再発行申請であっても本様式により申請すること。

別表 1

## 事務所一覧表

事務所	担当地域
機器検査事業部門	北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、長野県、新潟県及び静岡県
中部支部	愛知県、三重県、岐阜県、石川県及び富山県
近畿支部	大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、奈良県、福井県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
中国支部	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※ 原則、別表 2 に示す検査事務所が実施している都県は除く。

※ 各事務所の所在地、連絡先及び振込口座は、当協会のホームページを参照のこと。

別表 2

## C E 検査事務所一覧表

C E 検査事務所
青森県 C E 検査事務所
秋田県 C E 検査事務所
岩手県 C E 検査事務所
山形県 C E 検査事務所
東京都 C E 検査事務所
神奈川県 C E 検査事務所
千葉県 C E 検査事務所
栃木県 C E 検査事務所
新潟県 C E 検査事務所
長野県 C E 検査事務所
滋賀県 C E 検査事務所
和歌山県 C E 検査事務所
徳島県 C E 検査事務所
香川県 C E 検査事務所
愛媛県 C E 検査事務所
高知県 C E 検査事務所
大分県 C E 検査事務所
佐賀県 C E 検査事務所
長崎県 C E 検査事務所

※ 各事務所の所在地及び連絡先は、当協会のホームページを参照のこと。